

情審第6号

令和7年（2025年）8月4日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について（答申）

令和7年（2025年）3月4日付け事業第1165号で諮問（諮問第45号）のあった
公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存決定処分を取り消し、実施機関が公益社団法人全国競輪施行者協議会（以下「全輪協」という。）からの照会に対し、モーニング競輪の開催対応について回答するための決裁文書（令和4年度下半期分、令和5年度下半期分及び令和6年度下半期分、以下「開催対応に係る決裁文書」という。）を請求対象文書として特定した上で、公開又は非公開の決定を行うことが適当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和6年10月25日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「小田原競輪において、新型コロナ以外の理由で無観客開催（観客を場内へ入場させない開催）となった開催について、①対象の開催日が分かる文書、②対象の開催日の車券売上が分かる文書、③対象の開催日ごとに、誰がどのような理由で「無観客」を提案したかが分かる文書及び④対象の開催日ごとに、無観客の提案から決定までの経緯が分かる文書」について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、①対象の開催日が分かる文書及び②対象の開催日の車券売上が分かる文書については全部公開決定を行った。③対象の開催日ごとに、誰がどのような理由で「無観客」を提案したかが分かる文書及び④対象の開催日ごとに、無観客の提案から決定までの経緯が分かる文書については、令和6年11月8日付けで公文書不存決定（以下、「本件処分」という。）を行った。
- 2 本件処分に当たり、公文書を保有していない理由を「新型コロナ以外の理由で無観客開催を実施した4件の開催については、旧慣及び場内に観客を入れることが出来ない状況により、無観客開催となっていることから、提案から決定というプロセスが発生していないため」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和6年11月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対

し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼したが反論書の提出は無かった。
- 3 審査庁は当審査会に対し、令和7年3月4日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、③対象の開催日ごとに、誰がどのような理由で「無観客」を提案したかが分かる文書及び④対象の開催日ごとに、無観客の提案から決定までの経緯が分かる文書（以下「本件文書」という。）の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、公文書不存在の理由を「旧慣及び場内に観客を入れることができない状況」などと、あたかも受け身であるかのような表現をしているが、実際には「自主的かつ戦略的」と、「旧慣」でも「できない状況」でもなく、積極的に無観客開催を決定している例があり、この理由が虚偽であることは明白である。
- (2) 無観客開催をするためには、事前に観客へ周知しなければならず、開催にかかわる多くの委託業者や場内売店との調整など、観客を入れる場合と比べ通常とは異なる業務が発生する。このことから、自然に「無観客」が決定されることなどあり得ず、当然にプロセスが発生しているはずである。
- (3) 通常ではない事務の決定には、それ相応の理由と決定までの経緯があるはずであり、条例の目的である「透明で開かれた市政を推進する」ためにも、即時の公開を望む。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 新型コロナ以外の理由で無観客開催となった競輪は、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度にて確認された。
- 2 無観客開催の理由は、それぞれ令和3年度は近隣他場との競合を防ぐため戦略的かつ競合他施行者との協調によるもの、令和4年度及び令和5年度は近隣の学校行事と日程が重なるため学校側に配慮したもの、令和6年度は小田原競輪場内で大雨による土砂崩れがあったため場内に観客を入れることが出来ない状況によるものであった。
- 3 近年はインターネットによる売上だけでも十分な収益が見込めること、及びモーニング競輪については無観客開催が認められていることから、状況に応じて無観客開催を選択するようになってきている。その場合、開催日程関係の担当者が判断し、上司の承認を得るプロセスだけなので、審査請求人が求める、③対象の開催日ごとに、誰がどのような理由で「無観客」を提案したかが分かる文書及び④対象の開催日ごとに、無観客の提案から決定までの経緯が分かる文書に該当するものは存在しない。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び実施機関の提出文書に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

審議に当たり、本件文書の存否を確認するため、当審査会は、実施機関に対し、無観客開催としたことに関連した文書、課内で供覧したとされている文書等の提出を求めたところ、開催対応に係る決裁文書が提出された。

この開催対応に係る決裁文書は、実施機関が全輪協からの照会に対し、該当時期のモーニング競輪の開催対応を回答するための決裁文書であって、課長が起案し、課内職員の回議を経て、部長が決裁しており、令和5年2月10日は近隣の学校行事のため無観客開催、令和6年2月10日は無観客開催、令和6年9月30日は無観客開催とする旨記載されている。

よって、開催対応に係る決裁文書は、照会に対する回答のための決裁文書であるとともに、無観客開催とすることについて、課長が起案し、部長が承認したことを

示す文書と考えられる。

したがって、開催対応に係る決裁文書を、請求対象文書として特定した上で、公開又は非公開の決定を行うことが適当であると判断する。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

今回、実施機関からは、令和4年度下半期分、令和5年度下半期分及び令和6年度下半期分については、開催対応に係る決裁文書が提出されたが、令和3年度分にあつては、全輪協からの照会がなかったため、意思決定の経緯を示す文書が存在しないとのことであつた。

小田原市文書管理規程において、「事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。」及び「文書による事務の処理は、小田原市事務決裁規程その他に定めるところにより決裁を受けなければならない。」と規定している。今後は、事業の実施において、原則、文書を作成し、決裁手続を経ることを強く望むものである。

第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和7年3月4日	審査庁からの諮問書を受付
令和7年4月14日	第98回情報公開審査会 事案の審
令和7年5月22日	第99回情報公開審査会 事案の審議
令和7年6月19日	第100回情報公開審査会 答申案の検討